

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

- 1 . 新町において、障害者計画を策定し、住民福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。
- 2 . 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。
- 3 . 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。

平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針	1. 新町において、障害者計画を策定し、住民福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。 2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業については、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。 3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
身体障害者相談	<p>【目的】 身体障害者相談員が身体障害者地域活動の中核となり、その活動の推進や障害者やその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言等を行う。</p> <p>【概要】 町長が推薦した者を、愛媛県知事が業務委託する。 [身体障害者相談員] 田村 光氏 (期間H15年4月～H17年3月)</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【概要】 村長が推薦した者を、愛媛県知事が業務委託する。 [身体障害者相談員] 国貞 行弘氏 (期間H15年4月～H17年3月)</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【概要】 同 左 [身体障害者相談員] 中村 文次氏 (期間H15年4月～H17年3月)</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【概要】 同 左 [身体障害者相談員] 大山 秀子氏 (期間H15年4月～H17年3月)</p>	合併時に統合 同一内容により、現行のとおり新町に引き継ぐ。 ただし、相談員については、県の方針に沿って合併までに調整する。
心身障害者扶養 共済制度	<p>【概要】 障害のある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度。</p> <p>【加入できる保護者の要件】 障害のある方を現に扶養している保護者であって、次のすべての要件を満たしている方。 県内に住所があること。 年齢が65歳未満であること。 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人。</p> <p>【障害のある方の範囲】 将来独立自活することが困難であると認められる方(年齢不問) ・知的障害 ・身体障害(手帳1級～3級までに該当する障害) ・精神又は身体に永続的な障害のある方(例:精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等)</p> <p>【実施時期】 随時</p> <p>【加入者】 5人</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【加入できる保護者の要件】 同 左</p> <p>【障害のある方の範囲】 同 左</p> <p>【実施時期】 同 左</p> <p>【加入者】 5人</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【加入できる保護者の要件】 同 左</p> <p>【障害のある方の範囲】 同 左</p> <p>【実施時期】 同 左</p> <p>【加入者】 9人</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【加入できる保護者の要件】 同 左</p> <p>【障害のある方の範囲】 同 左</p> <p>【実施時期】 同 左</p> <p>【加入者】 0人</p>	合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
身体障害者手帳 及び療育手帳交付	<p>【概要】 対象者からの申請受付 県への進達 県から交付 申請者へ交付</p>	<p>【概要】 同左</p>	<p>【概要】 同左</p>	<p>【概要】 同左</p>	<p>合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町 に引き継ぐ。</p>
重度心身障害者 医療費助成事業	<p>【概要】 重度心身障害者の医療費の一部を 助成することにより、重度心身障害者 の生活の安定と保健の向上に寄与す る。 【対象者】 1級又は2級の身体障害者手帳所持者 判定機関で、知的障害者と判定され た療育手帳所持者 【助成額】 自己負担額の全額 ただし、入院時食事療養費標準負担 額は除く。 H14年度助成件数 1,797件 H14年度助成金額 8,506,741円 【財源内訳】 県 1/2、町 1/2</p>	<p>【概要】 同左 【対象者】 同左 【助成額】 同左 H14年度助成件数 1,948件 H14年度助成金額 10,318,946円 【財源内訳】 県 1/2、村 1/2</p>	<p>【概要】 同左 【対象者】 同左 【助成額】 同左 H14年度助成件数 2,167件 H14年度助成金額 8,829,717円 【財源内訳】 同左</p>	<p>【概要】 同左 【対象者】 同左 【助成額】 同左 H14年度助成件数 289件 H14年度助成金額 1,204,663円 【財源内訳】 同左</p>	<p>合併時に統合 生名村の例に統一する。</p>
更生医療の給付	<p>【概要】 身体障害者の日常生活能力の回復 を図るための直接的かつ効果的な手 段として医学的な方法によって身体 の障害そのものを除去、あるいはその 程度を軽減する。 【対象者(主なもの)】 視覚障害の角膜移植手術、白内障 手術 聴覚障害者の外耳道形成手術 肢体不自由の人工関節置換手術 心臓障害のペースメーカー埋め 込み手術、弁置換手術 口蓋裂後遺症の歯科矯正 小腸障害の中心静脈栄養法 その他更生相談所が必要と認め たもの 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国 1/2、県 1/4、町 1/4</p>	<p>【概要】 同左 【対象者(主なもの)】 同左 【負担割合】 所得に応じて自己負担あり。 国 1/2、県 1/4、村 1/4</p>	<p>【概要】 同左 【対象者(主なもの)】 同左 【負担割合】 同左</p>	<p>【概要】 同左 【対象者(主なもの)】 同左 【負担割合】 同左</p>	<p>合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町 に引き継ぐ。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
心身障害児等日常生活用具給付等	<p>【概要】 心身障害児等に対して、日常生活を送るうえで必要な日常生活用具の給付及び貸与。 例：電動タイプライター、特殊マット、特殊便器、入浴補助用具等</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳所持者 判定機関で、知的障害者(児)と判定された者 (障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。)</p> <p>【負担割合】 県 3/4、町 1/4</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【負担割合】 県 3/4、村 1/4</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【負担割合】 同 左</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【負担割合】 同 左</p>	<p>合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
重度身体障害者(児)日常生活用具給付	<p>【概要】 在宅の重度身体障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。 例：電動タイプライター、特殊マット、特殊便器、入浴補助用具等</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳所持者 (障害内容、障害等級により用具の給付、貸与が異なる。)</p> <p>【負担割合】 県 3/4、町 1/4</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【負担割合】 県 3/4、村 1/4</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【負担割合】 同 左</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【負担割合】 同 左</p>	<p>合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
身体障害者(児)補装具の交付及び修理	<p>【概要】 身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補うことにより、日常生活能力の回復に寄与し身体機能を補い、日常生活に利便を得る事が多く補装具の交付又は修理に要する費用を負担する。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳所持者 (障害内容、障害等級により交付、修理が異なる。)</p> <p>【負担割合】 国 1/2、県 1/4、町 1/4</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【負担割合】 国 1/2、県 1/4、村 1/4</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【負担割合】 同 左</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【負担割合】 同 左</p>	<p>合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
重度身体障害者 (児)住宅整備事業	<p>【概要】 在宅重度身体障害者(児)のいる世帯に対し、その住宅整備の改善を行うことにより、当該身体障害者(児)の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立更生を促進する。</p> <p>【対象者】 町内に居住する身体障害者福祉法による障害等級表1級又は2級に該当する身体障害者(児)のいる低所得世帯(市町村民税均等割世帯以下)</p> <p>【改善範囲】 台所、浴室、便所、洗面所、玄関等</p> <p>【補助基準額】 1件当たり100万円</p> <p>【補助金】 補助対象経費が補助基準額を超えない場合は補助対象経費の2/3 補助対象経費が補助基準額を超える場合は補助基準額の2/3</p> <p>【負担割合】 県 1/3、町 1/3、自己負担 1/3</p>	<p>【概要】</p> <p>同左</p> <p>【対象者】 村内に居住する身体障害者福祉法による障害等級表1級又は2級に該当する身体障害者(児)のいる低所得世帯(市町村民税均等割世帯以下)</p> <p>【改善範囲】 同左</p> <p>【補助基準額】 同左</p> <p>【補助金】 同左</p> <p>同左</p> <p>【負担割合】 県 1/3、村 1/3、自己負担 1/3</p>	<p>【概要】</p> <p>同左</p> <p>【対象者】 同左</p> <p>【改善範囲】 同左</p> <p>【補助基準額】 同左</p> <p>【補助金】 同左</p> <p>同左</p> <p>【負担割合】 同左</p>		<p>合併時に統合 同一制度により、弓削町、生名村、岩城村の例により新町に引き継ぐ。</p>
身体障害者自動車 運転免許取得費 助成	<p>【概要】 身体障害者の自動車運転免許の取得を促進することにより、就労等社会活動への参加に寄与し、身体障害者の自立更生を図る。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳所持者で町長が適当と認めた者</p> <p>【補助対象経費】 自動車運転免許取得のために要した経費とし、補助率は1/2 ただし、1件10万円を限度</p>	<p>【概要】</p> <p>同左</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳所持者で村長が適当と認めた者</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>同左</p>	<p>【概要】</p> <p>同左</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>同左</p>		<p>合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
身体障害者用 自動車改造費助成	<p>【概要】 身体障害者の自動車の改造に関する費用の一部を助成することにより、身体障害者が住みなれた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう援助する。</p> <p>【対象者】 重度の上肢・下肢又は体幹機能障害 県内に住所を有する18歳以上の者</p>	<p>【概要】</p> <p>同左</p> <p>【対象者】</p> <p>同左</p>	<p>【概要】</p> <p>同左</p> <p>【対象者】</p> <p>同左</p>	<p>【概要】</p> <p>同左</p> <p>【対象者】</p> <p>同左</p>	<p>合併時に統合 同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	<p>所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者 自らが所有し、運転する自動車の 走向装置等の改造を必要とする者</p> <p>【補助額】 身体障害者の自動車の改造に関する費用の一部(10万円を限度)を助成</p>	<p>【補助額】 同左</p>	<p>【補助額】 同左</p>	<p>【補助額】 同左</p>	
心身障害者 福祉年金	<p>【概要】 障害者に対して障害者福祉手当を支給することによって、その障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>【受給資格者】 毎年4月1日現在において、住民基本台帳に記録されている者で、次の各号の1に該当する者 (1) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号障害程度等級の1級から6級までの身体障害者手帳を有する者 (2) 療育手帳制度の実施について(昭和48年児発第725号)に基づく障害程度A、Bの療育手帳を有する者</p> <p>【年金の額】 [身体障害者年金] 1級 7,000円/年 2級 6,000円/年 3級 5,000円/年 4級 4,000円/年 5級 3,000円/年 6級 3,000円/年 [療育年金] A 7,000円/年 B 4,000円/年</p> <p>【支給時期】 毎年10月に支給</p>	<p>【概要】 村内に居住する身体障害者及び知的障害者の生活の安定に寄与し、その福祉の増進を図るため、福祉年金を支給する。</p> <p>【受給資格者】 [身体障害者福祉年金] 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害程度等級表第1級から第6級までの者で、身体障害者手帳を有し、かつ、その年度の4月1日において、本村に引き続き1年以上居住する者 [療育年金] 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更正相談所又は児童福祉法第15条に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者で、その年度の4月1日において、引き続き1年以上居住する者</p> <p>【年金の額】 [身体障害者福祉年金] 1級 7,500円/年 2級 6,500円/年 3級 5,500円/年 4級 4,500円/年 5級 3,500円/年 6級 3,500円/年 [療育年金] 7,500円/年</p> <p>【支給時期】 毎年6月に支給</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【受給資格者】 [身体障害者福祉年金] 同左 [療育年金] 同左</p> <p>【年金の額】 [身体障害者福祉年金] 1級 7,500円/年 2級 6,500円/年 3級 5,500円/年 4級 3,500円/年 5級 3,500円/年 6級 3,500円/年 [療育年金] 7,500円/年 ただし、受給者が年金額を超える(同額の場合も同じ。)岩城村身体障害者福祉年金支給条例に規定する年金の支給を受けたときは、2分の1の額</p> <p>【支給の時期】 毎年6月に支給</p>	<p>【概要】 身体障害者に対して身体障害者福祉年金を支給することによって、その生活の安定に寄与し、福祉の増進を図る。</p> <p>【受給資格者】 [身体障害者福祉年金] 毎年4月1日現在において、住民基本台帳に記録されている者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から6級までの身体障害者手帳を有する者及び県福祉手当認定者 [療育年金] 弓削町と同じ</p> <p>【年金の額】 [身体障害者福祉年金] 1級 10,000円/年 2級 9,000円/年 3級 8,000円/年 4級 7,000円/年 5級 6,000円/年 6級 5,000円/年 [療育年金] A 10,000円/年 B 9,000円/年</p> <p>【支給時期】 毎年10月に支給</p>	<p>合併後に再編 障害者福祉年金については、生名村、岩城村の例を基本に調整する。 ただし、合併年度は、旧町村の例による。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
身体障害者福祉協会補助	<p>【目的】 弓削町身体障害者互助会が実施する活動に対して補助金を交付する。</p> <p>【補助金額】 500,000円/年（H14年度実績）</p>	<p>【目的】 生名村身体障害者福祉協議会(会員178人)が実施する活動に対して補助金を交付する。</p> <p>【補助金額】 108,000円/年（H14年度実績）</p>	<p>【目的】 岩城村身体障害者更生会(会員128人)が実施する活動に対して補助金を交付する。</p> <p>【補助金額】 150,000円/年（H14年度実績）</p>	<p>【目的】 魚島村身体障害者福祉協議会(会員23人)が実施する活動に対して補助金を交付する。</p> <p>【補助金額】 11,000円/年（H14年度実績）</p>	合併後に再編会の存続状況に応じて、新町において対応する。
在宅心身障害者等介護手当	<p>【概要】 居宅において心身障害者等を常時介護している者に対し、在宅心身障害者等介護手当を支給することにより、当該介護者及び心身障害者等の福祉の増進を図る。</p> <p>【支給要件】 心身障害者等の主たる介護者に支給</p> <p>【手当の額】 月額5,000円</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【支給要件】 同左</p> <p>【手当の額】 同左</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【支給要件】 同左</p> <p>【手当の額】 同左</p>	<p>【概要】 同左</p> <p>【支給要件】 同左</p> <p>【手当の額】 同左</p>	合併時に統合同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
有料道路割引券交付	<p>【概要】 障害者有料道路通行料金割引証交付申請書により割引券を交付</p>	<p>【概要】 同左</p>	<p>【概要】 同左</p>	<p>【概要】 同左</p>	合併時に統合同一事務により、現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針	資 料		

障害者福祉事業の取扱いに関する法令	
<p>【障害者基本法】</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、精神薄弱又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。</p> <p>(基本的理念)</p> <p>第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。</p> <p>2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第五条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(自立への努力)</p> <p>第六条 障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 障害者の家庭にあつては、障害者の自立の促進に努めなければならない。</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第七条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢並びに障害の種別及び程度に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。</p> <p>(障害者基本計画等)</p> <p>第七条の二 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。</p> <p>3 市町村は、障害者基本計画（都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画）を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第五項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。</p>	<p>4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。地方障害者施策推進協議会を設置している市町村が市町村障害者計画を策定する場合においても、同様とする。</p> <p>6 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>7 都道府県又は市町村は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画を策定したときは、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>8 第四項及び第六項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の変更について準用する。</p> <p>【身体障害者福祉法】</p> <p>(法の目的)</p> <p>第一条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(自立への努力及び機会の確保)</p> <p>第二条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。</p> <p>2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。</p> <p>(国、地方公共団体及び国民の責務)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するよう努めなければならない。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業
調整方針	資 料		

障害者福祉事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
<p>【知的障害者福祉法】</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。</p> <p>(自立への努力及び機会の確保)</p> <p>第一条の二 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。</p> <p>(国、地方公共団体及び国民の責務)</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)の実施に努めなければならない。</p> <p>2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。</p> <p>(関係職員の協力義務)</p> <p>第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による更生援護の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、知的障害者に対する更生援護が児童から成人まで関連性をもつて行われるように相互に協力しなければならない。</p>	<p>さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。</p> <p>あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 (1) 身体障害者等福祉年金の支給については、免田町の例による。 (2) 心身障害児・者に対する各事業については、新町に引継ぎ、実施要項等は新町において調整する。</p> <p>高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 障害者福祉関係の事業については、国又は県が定める事業については、現行の制度を基準に新しいまちにおいて調整して実施する。 2 各町村独自の制度については、合併時に統合して実施する。</p> <p>宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 国及び県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとする。 市町村単独事業については、現行のサービスを基礎とし、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。</p> <div data-bbox="1178 1225 1995 1458" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>留意事項</p> <p>障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当である。</p> <p>独自制度の内容に差異があるものは高い水準に統一することが多い。一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。</p> <p>《総務省「合併協議会の運営の手引」より》</p> </div>